

農協改革に関する意見書

政府は、本年6月改訂の農林水産業・地域の活力創造プランにおいて、農業の成長産業化に向けた農協・農業委員会等に関する改革の推進を決定した。

これに対し、JAグループでは、自主・自立の協同組合であることを基本に、組合員の意思に基づく自己改革に取り組むこととし、秋田県においてもJA秋田組織整備・経営改革推進本部委員会等において討議を重ね、JA組織の改革の方向づけを検討した結果、農業者の職能組合と地域組合の性格をあわせ持つ「食と農を基軸として地域に根差した協同組合」として、持続可能な農業と豊かで暮らしやすい地域社会の実現を目指して総合事業を展開し、農業者の所得増大、農業生産の拡大、地域の活性化に取り組むことが今後ともJAグループが目指す基本方向であると結論づけたものである。

よって、国においては、関連法案の改正等において拙速な対応を行わず、下記事項を実現するよう強く要請するものである。

記

- 1 地域の振興や農業の多面的機能の発揮についても農業協同組合法の目的に位置づけ、事業目的の見直しは、組合員が出資・運営し、みずからが必要とする事業を利用することを目的とする協同組合の基本的性格を維持すること。
- 2 准組合員は農業や地域経済の発展をともに支えるパートナーであり、人口減少への対応や雇用の創出など地方創生のためにも、准組合員の利用制限は行わないこと。
- 3 JA・連合会の協同組合としての事業・組織を制約する一方的な事業方式・ガバナンス制度や法人形態の転換等は強制しないこと。

- 4 自立した J A の自由な意思に基づき生まれ変わる新たな中央会は、代表、総合調整及び経営相談・監査の機能を十全に発揮できるよう、農業協同組合法上に位置づけること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月19日

秋田県秋田市議会

内閣総理大臣 安 倍 晋 三 様

農林水産大臣 西 川 公 也 様

内閣府特命担当大臣（規制改革） 有 村 治 子 様

衆 議 院 議 長 様

参 議 院 議 長 山 崎 正 昭 様